

土木工事主要提出書類一覧表

美馬市

この「土木工事主要提出書類一覧表」は、美馬市発注の工事請負契約の履行に当たり、主な提出書類を抽出したものであり、ここに掲げるもの以外にも必要となる書類や監督員が指示する資料があります。

番号	提出書類等 (◇は関係法令・規則等)	様式	提出時期	対象工事	受注者	押印 必須
1	工事完了誓約書	○	落札候補者となった時点	技術者の専任配置が要件となる工事で、落札決定通知日において配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人または監理技術者補佐として他の工事に従事している場合 ※専任要件 請負代金額が4千万円以上の工事 建築一式工事は請負代金額が8千万円以上	提出	
2	建設リサイクル法第12条関係様式(説明書) ◇建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第12条	○	落札者決定時～契約まで	特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が次の基準以上のもの 建築物の解体工事 床面積80m ² 以上 建築物の新築又は増築工事 床面積500m ² 以上 建築物の修繕又は模様替工事 請負代金1億円以上 其他工作物 請負代金500万円以上	提出	
3	建設リサイクル法第13条関係様式(分別解体等の方法等) ◇建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条	○	・落札者決定時～契約まで ・分別解体等の方法等に変更がある場合	同上	提出	
4	建設業退職金共済制度証紙購入証明書 ◇中小企業退職金共済法第44条		契約時	工場製作を除く全ての工事	提出	
5	保証証明書 次のいずれかの証明書 ①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③前払い保証事業会社の保証 ④公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証 ⑤履行保証証券(定額てん補方式)契約の締結 ◇請負契約約款第4条		契約時	当初設計金額500万円以上の工事	提出	○
6	法定外労災保険の加入証明書の写し		契約時	全ての工事	提出	
7	免税事業者届出書	○	契約時	全ての工事 ※免税事業者のみ提出。課税事業者は提出不要。	提出	
8	前払金保証証書 中間前払金保証証書 ◇請負契約約款第35条		[前金払] 契約時または請求時 [中間前金払] 請求時	当初請負代金額が500万円以上の工事 ※中間前金は次の要件を全て満たしている場合に請求可能 ①工期の2分の1以上が経過している ②工事の2分の1以上が完了している	提出	○
9	請求書 [前払金] [中間前払金] 中間前金払認定請求書(添付資料) ・履行報告書		[前金払] 契約時または請求時 [中間前金払] 請求時	当初請負代金額が500万円以上の工事 ※中間前金払いは請求時に次の要件を全て満たしていること ①工期の2分の1以上が経過している ②工事の2分の1以上が完了している	提出	○
10	請負代金法定福利費内訳書	○	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内	全ての工事	提出	
11	工事着手届	○	工事着手前	全ての工事	提出	
12	工事実績データの登録 (CORINS登録システム) ・登録のための確認のお願い ・登録内容確認書	登録システム	[受注または変更登録] 受注後、または変更から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 [しゅん工登録] しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 訂正時は適宜	・請負代金額500万円以上の工事(変更契約により500万円以上となる工事を含む) ・登録は受注・変更・しゅん工・訂正時 ※請負代金額のみの変更の場合、変更登録は原則不要 ※登録のための確認はメールも可 ※変更契約後、請負代金500万円未満となる工事は登録を抹消すること	提出	

<p>13 工程表 ◇請負契約約款第3条</p>	○	<p>当初及び変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>	<p>全ての工事 ただし、次に示すいずれかに該当する場合は省略可 ※監督員から提出の指示がある場合省略不可 ① 当初の契約工期30日未満の工事の当初工程表 ② ①のうち、工期が30日以上になった変更工程表 ただし、工期延伸により60日以上となる場合には省略不可 ③ 契約変更時の残工期が30日未満の変更工程表 ④ 契約変更時において工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表 ⑤ 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に施工計画書を提出する場合の当初工程表</p>	提出	
<p>実施工程表</p>		<p>工事着手前まで</p>	<p>仕様書等により請求した工事</p>	提出	
<p>14 現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書 ・技術者取得資格証明書の写し ・実務経験証明書 ・監理技術者資格者証の写し ・監理技術者講習修了証の写し ・現場代理人の雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ・主任技術者等の雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ◇請負契約約款第10条</p>	○	<p>総合評価落札方式の場合：落札候補者となった時点 その他の工事：契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>	<p>全ての工事 主任技術者等の専任は請負代金額が4,000万円以上の工事(建築一式工事の場合は8,000万円以上) 監理技術者資格証の写しは下請代金が4,500万円以上の工事(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の場合に必要 ※主任技術者等の変更は要件に該当する場合に限る</p>	提出	
<p>15 監理技術者補佐選任(変更)通知書(添付書類) ・技術者取得資格証明書の写し ・実務経験証明書 ・雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可))</p>	○	<p>総合評価落札方式の場合：落札候補者となった時点 工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合はその変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>	<p>監理技術者を兼務する工事 ※主任技術者等の変更は要件に該当する場合に限る</p>	提出	
<p>16 低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書(添付書類) ・技術者取得資格証明書の写し ・実務経験証明書 ・雇用確認資料(健康保険証等(写しでも可)) ◇低入札価格調査制度実施要領</p>	○	<p>落札候補者となった時点 変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p>	<p>低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事</p>	提出	
<p>17 (現場代理人兼務届) ・発注機関が異なる場合は、各工事の当初請負代金額及び建設工事の種類が分かる資料(主任技術者兼務届)(監理技術者兼務届) ◇請負契約約款第10条 ◇建設工事の現場代理人の兼務に関する基準</p>	○	<p>「現場代理人及び主任技術者選任通知書」及び「監理技術者補佐選任通知書※」と同時に提出(工期途中で兼務が生じる場合はその時点で提出)</p>	<p>現場代理人、主任技術者又は監理技術者を他の工事と兼務させる場合 ※監理技術者補佐選任通知書は監理技術者を兼務させる場合に必要</p>	提出	
<p>18 技術者台帳</p>		<p>契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 内容変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 しゅん工検査請求書提出時</p>	<p>請負金額200万円以上の全ての工事(徳島県内に主たる営業所を有する施工業者)</p>	提示	
<p>19 施工体制台帳の写し 施工体系図の写し 再下請負通知書の写し(添付書類) ・下請の契約書の写し ・下請の技術者の技術者取得資格証明書の写し又は実務経験証明書 ・下請の技術者の雇用確認資料(健康保険証(写しでも可)) ・施工体系図 現場揭示状況写真</p>	○	<p>下請契約日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 内容変更：変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内 検査請求書提出時まで</p>	<p>全ての工事 ※元請けのみで施工する場合も、下請けが無いことを確認するため提出を求める 下請契約には、交通誘導員、土砂・産業廃棄物収集運搬等を含む</p>	提出	
<p>20 作業主任者及び専門技術者の選任</p>		<p>工事着手前</p>	<p>作業主任者：地山の掘削、型枠支保、足場等</p>	提出	

	◇請負契約約款第10条 ◇労働安全衛生法施行令第6条			労働安全衛生法施行令第6条に該当する工事 専門技術者: 1業種500万円以上を対象		
21	工事起工測量結果及び照査結果等 設計図書との相違等があった場合 その事実が確認できる資料: 現場地形図, 設計図との対比 図, 取り合い図, 施工図等 ◇請負契約約款第18条第1項		工事着手前 相違等発見後直ちに	全ての工事 (監督員が提出不要と指示した場合を除く) 設計図書の不備や現場との相違等が判明した場合	提出	
22	施工計画書 変更施工計画書		当初: 工事着手前 変更: 変更部分の工事に着手 する前に, その都度 ※数量のわずかな増減等の 軽微な変更で施工計画に 大きく影響しない場合を除く	次のいずれかに該当する工事 ・当初請負代金額2,000万円以上の工事 (建築工事は当初請負代金額130万円以上の工事) ・低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って 落札した工事(低入札工事) ・仕様書に明記のある工事	提出	
23	通行制限等書類の写し		工事着手前	供用中の道路に係る工事	提出	
24	支障物件確認書(現場着手時) 地下埋設物及び架空線等 管理者協議報告書	○	工事着手前	全ての工事	提出	
25	材料使用承諾願 ◇請負契約約款第13条	○	使用前	生コン, アスファルト合材, コンクリート二次製品はじめ 資材を使用する工事	提出	
26	建設資材使用実績報告書 ・出荷証明、品質証明資料 (JISマーク表示品は、認証書 又はJIS表示写真で可)	○	検査請求書提出時まで	資材を使用した工事	提出	
27	再生資源利用計画書(実施書) (建設副産物情報交換システム (COBRIS)) ◇建設工事に係る資材の再資源化 に関する法律 再生資源利用計画書・現地掲示状況写真	システム	計画書: 提出不要 ただし, システム上で 監督員の確認が必要 実施書: 検査請求書提出時 まで 検査請求書提出時まで	次のいずれかに該当する工事 ①建設リサイクル法に規定される一定規模以上の 工事で, 次のいずれか1つでも工事現場に搬入 する工事 コンクリート(二次製品含む), 土砂, 碎石, 加熱アスファルト混合物, 木材 ②資源有効利用促進法に規定される工事 (次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬入 する工事) 1.土砂:500m3以上 2.碎石:500t以上 3.加熱アスファルト混合物:200t以上 ※ただし, 全国調査年次は別途対象工事を定める	提出	
28	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物情報交換システム (COBRIS)) ◇建設工事に係る資材の再資源化 に関する法律 再生資源利用促進計画・現地掲示状況写真	システム	計画書: 提出不要 ただし, システム上で 監督員の確認が必要 実施書: 検査請求書提出時 まで 検査請求書提出時まで	次のいずれかに該当する工事 ①建設リサイクル法に規定される一定規模以上の 工事で, 次のいずれか1つでも工事現場から搬出 する工事 建設発生土, コンクリート塊, アスファルト・ コンクリート塊, 建設発生木材, 建設汚泥, 建設混合廃棄物 ②資源有効利用促進法に規定される工事 (次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出 する工事) 1.土砂:500m3以上 2.コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 建設発生木材の合計が200t以上 ※ただし, 全国調査年次は別途対象工事を定める	提出	
29	建設発生土搬出調書 搬出先及び経路図	○	検査請求書提出時まで	建設発生土を工事現場から搬出する工事	提出	
30	安全訓練等実施計画書	○	計画書: 工事着手前	安全訓練等実施計画書, 施工計画書を提出する 工事, または監督員が特に指示する工事	提出	
	安全訓練等実施報告書	○	報告書: 検査請求書提出時 まで	報告書: 全ての工事	提出	
31	六価クロム溶出試験の試験結果		試験後速やかに	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への 使用及び改良土の再利用を行う工事(路床の 安定処理等)	提出	
32	支給材料受領書及び貸与品借用書 支給品精算書		受領書及び借用書: 引渡日 から7日以内	支給材料, 貸与品がある工事	提出	

	◇請負契約約款第15条		支給品精算書:精算時点			
33	現場発生品調書		発生した時点	現場発生品のある工事	提出	
34	工事履行報告書 ◇請負契約約款第11条	○	翌月10日まで(毎月)	仕様書等で請求した工事	任意提出	
35	工事期間延長願 (添付書類) ・工事期間延長理由書 ・現場状況写真 ・天候、気象状況調書(災害の場合) ・変更工程表 ◇請負契約約款第22条	○	変更事由が生じてから速やかに	受注者の請求による工期延長の場合	提出	
36	工事材料価格の著しい変動に基づく請負代金額の変更 (受注者からの請求) ◇請負契約約款第26条5 単品スライド	○	工期末の1か月前まで	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となった工事で、受注者から請求のある工事	請求	
37	処分(処理)状況の分かる写真 一般廃棄物受取伝票等		検査請求書提出時まで	一般廃棄物の搬出を伴う工事	提出	
38	引き渡し調書 ・根株・伐採木・末木枝条	○	検査請求書提出時まで	根株等及び剥ぎ取り表土を利用及び再生処理する工事	提出	
39	・建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(計画時) ・建設汚泥の自工事現場内再生利用計画書(変更時) ・建設汚泥の自工事現場内再生利用実績報告書(完了時) (写真、凝集剤等の安全性を示す資料、その他必要な資料を添付)	○ ○ ○	工事着手前 変更時 再生利用完了後	建設汚泥を自工事現場内で盛土材料等の建設資材として再生利用する工事	提出	
40	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)票の写しもしくはE票の写し、電子マニフェストの場合は受渡確認票) (添付書類) ・産業廃棄物搬出場所及び経路図		検査請求書提出時まで	産業廃棄物を搬出する工事 (コンクリート塊、アスファルト塊等を再生資源化施設に搬出する工事を含む)	提出	
41	交通誘導警備員配置計画 交通誘導警備員勤務実績報告書 ・勤務実績が確認できる資料 (勤務伝票の写し) ・合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料	○	施工前: 交通誘導警備員配置計画、警備員A指定の場合は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料 施工中: 交通誘導警備員勤務実績報告書、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)を毎月月末に集計し、翌月10日までに提出	交通誘導警備員を配置する工事	提出	
42	休日・夜間作業届	○	作業予定日の前日まで	休日・夜間に工事を行う予定がある工事	提出	
43	段階確認記録表 ・写真、図面を添付 ◇請負契約約款第14条	○	段階確認を受けたとき (書面確認の場合も含む)	段階確認を実施した工事 ※事前の段階確認願いは提出不要	提出	
44	工事打合せ簿	○	適宜	全ての工事	提出	
45	事故報告(速報) ・位置図、平面図、横断面図 ・現場写真、施工体系図等 事故報告書 ・事業の確認シート ・問題点の発生と原因分析シート ・改善策、危険要因一覧等 (建設工事事務データベース)	○	事故報告(第〇報):事故発生後直ちに 事故報告書:原則、事故発生後1週間以内	事故報告(速報):事故があった場合 事故報告書:労働災害のうち休業4日以上及び全治30日以上以上の事故、公衆災害又は監督員が指示した場合	提出	
46	被害報告書 ◇請負契約約款第28、29、30条	○	事由発生後直ちに	被害を受けた工事	提出	○
47	市外業者選定理由書	○	下請契約締結まで	市外業者に下請する工事	提出	

48	部分使用に関する書類 ◇請負契約約款第34条	○		部分使用を請求された工事	提出	
49	(施工管理等書類) 出来形管理表、工程能力図等 出来形管理図 品質管理書類等(品質証明資料は、 JISマーク表示品については、 JISマーク表示状態を示す写真等 の確認資料で可)		検査請求書提出時まで	全ての工事 ※出来形等の測定箇所数が5点以下の場合は、出来形 管理表、品質管理図表、工程能力図の作成は不要 (ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる 資料は必要。)	提出	
50	変更図面及び変更数量計算書 ◇請負契約約款第31条		工期末2週間前まで	全ての工事 ※当初設計から変更がない場合は不要	提出	
51	工事写真 ・着手前、しゅん工時、しゅん工標板 ・工事看板(標準断面、施工体系図、 建退協シール等の掲示物、 通行規制、迂回路案内図等含む) ・安全設備、交通誘導員配備状況 ・使用機械(低騒音低振動排ガス対策) ・施工状況(工種毎) ・材料検収、材料計量状況 ・現場管理状況(資材保管、整理整頓) ・出来形計測状況 ・品質管理、品質管理試験状況 等		検査請求書提出時まで	全ての工事	提出	
52	完成図面及び出来形数量計算書		検査請求書提出時まで	全ての工事	提出	
53	建設業退職金共済証紙現物交付報 書 建設業退職金共済証紙貼付報告書 建設業退職金共済証紙貼付内訳書 建設業退職金共済証紙辞退報告書 ・建退共シールの現地掲示状況写真 ◇中小企業退職金共済法第44条	○ ○ ○	検査請求書提出時まで	全ての工事	提出	
54	単位水量管理シート	○	検査請求書提出時まで	コンクリート総使用量が50m3以上の工事	提出	
55	工事しゅん工届	○	工事が完成した時	全ての工事	提出	
56	工事しゅん工検査請求書 工事部分払検査請求書 ◇請負契約約款第32条	○ ○	工事が完成した時 部分払を請求する時	全ての工事 部分払いを請求する工事	提出	
57	修補工事完了報告書 ◇工事検査規程第7条 ◇工事検査規程第8条	○	修補工事完了後	工事の修補を請求された工事 工事の軽易な修補を指示された工事	提出	
58	請求書(精算払または部分払) ◇請負契約約款第33条 ◇請負契約約款第38条		・しゅん工承認後 ・部分払承認後	全ての工事	提出	○
59	低騒音、低振動、排出ガス対策 使用機械		検査請求書提出時まで	低騒音、低振動、排出ガス対策の機械を使用した 場合	任意提出	
60	安全対策実施記録 ・安全巡視(安全パトロール) ・ツールボックスミーティング(TBM) ・危険予知活動(KY活動) ・新規入場者教育		検査請求書提出時まで	全ての工事	任意提出	
61	過積載防止措置取り組み状況 ◇道路交通法		検査請求書提出時まで	ダンプトラック運搬のある工事	任意提出	
62	使用機械点検表(日常点検等)		検査請求書提出時まで	全ての工事	任意提出	
63	墜落防止等チェックシート ・土留工点検記録表 ・足場点検記録表 ・切土法面、法面工事点検記録表 ◇労働安全衛生規則	○	検査請求書提出時まで	足場、支保工、土留工、法面工を施工する工事 高さが2m以上の箇所で作業を行う工事 (作業日ごとに作成)	任意提出	
64	トラック(クレーン装置付)に おける上空施設への接触事故防 止装置の使用報告書	○	検査請求書提出時まで	上空施設への接触事故防止装置付きのトラック (クレーン装置付)を使用した工事	任意提出	

65	下請成果の検査書類状況		検査請求書提出時まで	下請工事がある場合	任意提出	
66	創意工夫	○	検査請求書提出時まで	創意工夫をした場合	任意提出	
67	地域貢献	○	検査請求書提出時まで	地域貢献を実施した場合	任意提出	